基補発 0916 第 1 号 基保発 0916 第 1 号 平成 27 年 9 月 16 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局 補 償 課 長 労災保険業務課長 (公 印 省 略)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う労災年金等における事務処理の変更について

標記の件については、平成27年9月4日付け基発0904第1号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件について」により都道府県労働局長あて通知されたところであるが、本年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年8月22日法律第63号)」(以下「一元化法」という。)が施行される。

これにより、労働者災害補償保険の年金たる保険給付(以下「労災年金」という。) 及び休業(補償)給付に関する事務処理に一部変更が生じることとなり、これまで は労災年金又は休業(補償)給付(以下「労災年金等」という。)と共済年金が同一 事由で併給される場合は共済年金側が支給額を調整していたが、10月1日以降に支 給事由が発生した場合は、原則として労災側で支給額を調整することとなることか ら、下記を参照のうえ、事務処理に遺漏がないようお願いする。

記

### 1 対象者

一元化法の施行に伴い、労災側で新たに併給調整を行うこととなるのは、以下 の要件をすべて満たした者である。

(1) 平成27年9月30日以前に共済組合加入歴がなく、平成27年10月1日以降 に共済組合に加入した者であること

- (2) 支給事由発生日が平成27年10月1日以降であること
- (3) 公務災害の適用対象でないこと (例:国立大学法人職員、日本郵便株式会社等職員、国立病院機構職員、地方公務員非常勤現業職員等)

なお、平成27年9月30日以前に共済に加入している者については、支給事由 発生日が一元化法施行後であっても、加入期間に応じた職域加算が各々の共済に おいて改正前の規定により支給されるため、現在と同様に共済年金側で調整・支 給されることとされ、労災側での支給額調整は不要である。

## 2 対象となる共済組合等

- (1) 国家公務員共済組合連合会
- (2) 地方公務員共済組合連合会
  - ア 地方職員共済組合
  - イ 公立学校共済組合
  - ウ 警察共済組合
  - 工 東京都職員共済組合
  - 才 全国市町村職員共済組合連合会
- (3) 日本私立学校振興·共済事業団(私学教職員共済組合)

### 3 労働局及び労働基準監督署における対応

本年10月1日以降必要があるときは、労働者災害補償保険法第49条の3(資料の提供等)の規定に基づき、都道府県労働局長が各共済組合等あてに文書照会を行うこととなるが、上記2のうち(2)地方公務員共済組合連合会は、年金を支給・決定する機関ではなく、年金受給者に関する情報を有していないことから、対象となる共済組合等は上記2の(1)、(2)のアーオ及び(3)の合計7共済組合等となる。

このため、労働基準監督署において各共済組合等あてに文書照会する必要が生じた際は、都道府県労働局労働基準部労災補償課(以下「局労災補償課」という。)に対し文書照会を依頼し、局労災補償課において各共済組合等に文書照会を行う必要がある。

なお、各共済組合等に対しては、今後、情報提供を受けるため文書照会が行われることについては協議済である。

#### 4 請求書等様式の改正

労災年金等のうち遺族(補償)年金については、公務員から民間企業へ転職した場合等同一の事由で複数の箇所から遺族厚生年金を受給している者が請求等を行う可能性があることから、昭和35年労働省告示第10号(以下「告示」という。)の一部を改正し、遺族補償年金支給請求書(告示様式第12号)、遺族補償年金転給等請求書(告示様式第15号)、遺族年金支給請求書(告示様式第16号

の8)、年金たる保険給付の受給権者の定期報告書(遺族用)(告示様式第18号) 及び厚生年金保険等の受給関係変更届(告示様式第20号)の「基礎年金番号及 び厚生年金等の年金証書の年金コード」欄について、複数記入が可能となるよう 変更している。

また、最大で4種類の「基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード」 を保有する可能性があることから、当該欄に記載しきれない場合は、任意様式に 記載させ、添付させること。

なお、施行日以降は原則として変更後の様式を使用することとなるが、当面は 変更前の様式を使用しても差し支えないこと。

## 5 新設される年金コードへの対応

各共済組合の被保険者に係る厚生年金等の年金コードが新設されることに伴い、労災行政情報管理システム(年金・一時金業務)の改修を行っており、新設された年金コードに係る同システムへの入力方法等については、9月末に発出予定である労災保険業務機械処理手引(年金・一時金編)の改訂版を参照すること。

# 6 厚年情報照合リスト

# (1) 労災年金について

労災年金の併給調整事務については、その事務が適正かつ円滑に行われるよう、毎年、厚年情報照合リスト(以下「照合リスト」という。)を各労働基準監督署の端末に配信しているところである。

照合リストには、労災行政情報管理システムに登録されている厚年等情報と 日本年金機構が保有する厚生年金等の受給権者情報とを照合した結果、厚生年 金等の種別や年額が不一致となった事案等が印書されているが、施行から当分 の間は、労災年金側で併給調整を要する者が相当少ないことが見込まれること から、平成27年度においては共済については照合リストに反映されない。

なお、照合リストへの反映については、平成 28 年度以降、必要に応じて検 討するものとしている。

# (2) 休業(補償) 給付について

体業(補償)給付に係る併給調整事務については、現在システム改修を行っており、照合リストに係る取扱いについては別途指示する。

## 担当係:

労働基準局補償課 業務係(内線 5463, 5464) 労働基準局労災保険業務課(上石神井庁舎) 年金業務係・一時金業務係(内線 332, 333)